



8 消 安 第 2004 号
8 畜 産 第 1025 号
令和 8 年 7 月 1 日

別記（都道府県知事） 殿

農林水産省消費・安全局長
農 林 水 産 省 畜 産 局 長

畜産農場における持続可能性配慮管理認証基準（農場HACCPプライム認証基準）の公表について

平素より家畜衛生行政及び地域畜産の振興に御尽力いただき感謝申し上げます。

農林水産省では、畜産物の安全性向上を図るため、食品製造現場で取り組まれている危害要因分析・必須管理点（HACCP）の考え方を生産農場段階に採り入れた飼養衛生管理（農場HACCP）の導入については、「畜産農場における飼養衛生管理向上の取組認証基準（農場HACCP認証基準）」（平成21年8月14日付け農林水産省消費・安全局長通知）等により、推進してきたところです。

農場HACCPに取り組む場合、①農場内の作業工程を俯瞰し、工程内のどこに危害要因（ハザード）があるかを明らかにし、管理点を設定すること、②管理点への対応について教育・訓練により従業員の理解醸成を図るとともに、実施状況をモニタリングすること、③対応策について定期的に検証・改善すること等が求められますが、このような取組は、畜産物の安全性確保の観点のみならず、豚熱等の発生予防のために農場の飼養衛生管理を向上させる上でも極めて重要です。加えて、農場HACCPの認証取得に取り組む場合、専門家による審査が入ることにより、農場の衛生対策を客観的に評価することが可能であり、飼養衛生管理の一層の向上が期待されます。このため、農林水産省としては、農場HACCPの導入を引き続き推進していく必要があると考えています。

しかしながら、実際に農場HACCPに取り組む農場からは、流通・小売業者や消費者への訴求力を高める工夫や、認証取得のメリットをより実感できるような工夫を望む意見がありました。

このような意見を踏まえて、今般、認証機関及び関係機関の集まりである農場HACCP認証協議会により、農場HACCP認証を有する者（農場HACCP認証を取得しようとする者を含む）を対象として畜産の持続可能性に配慮した生産工程管理を実施していることを認証する「畜産農場における持続可能性配慮管理認証基準（農場HACCPプライム認証基準）」が策定・公表されるとともに、令和9年4月から認証業務が開始される旨公表されました。

この持続可能性に配慮した生産工程管理の認証の取得・維持に取り組む中で、家畜の飼養者は、自農場での生産工程管理を振り返り、不足がある場合には改善につなげることができることはもちろん、自農場での生産工程における各種の取組を見える化することにより他者からの信頼の確保にもつながると考えています。また、持続可能な開発目標（SDGs）にも貢献することから、SDGsに対応した畜産物を期待する流通・小売業者や消費者のニーズに応えるものとして本認証制度が選択されることが期待されます。さらに、この認証制度は、持続可能で付加価値の高い畜産物生産に資すると考えられ、新たな食料・農業・農村基本法や食料・農業・農村基本計画の基本理念である農業の持続的な発展等に結びつくものです。

農林水産省としては、今後、この農場HACCPプライム認証の取組を推進していく考えですので、貴都道府県におかれましても取組の周知等御協力の程よろしく申し上げます。

(別記)

北海道知事
青森県知事
岩手県知事
宮城県知事
秋田県知事
山形県知事
福島県知事
茨城県知事
栃木県知事
群馬県知事
埼玉県知事
千葉県知事
東京都知事
神奈川県知事
新潟県知事
富山県知事
石川県知事
福井県知事
山梨県知事
長野県知事
岐阜県知事
静岡県知事
愛知県知事
三重県知事
滋賀県知事
京都府知事
大阪府知事
兵庫県知事
奈良県知事
和歌山県知事
鳥取県知事
島根県知事
岡山県知事
広島県知事
山口県知事
徳島県知事
香川県知事
愛媛県知事

高知県知事
福岡県知事
佐賀県知事
長崎県知事
熊本県知事
大分県知事
宮崎県知事
鹿児島県知事
沖縄県知事

お知らせ

令和 8 年 7 月 1 日
農 林 水 産 省

農場HACCPプライム認証基準の公表等について

日頃から農林水産行政の推進に御協力いただき感謝申し上げます。

本日、従来の農場HACCP※¹の更なる普及・推進を図るため、農場HACCP認証協議会（事務局：（公社）中央畜産会）※²が、農場HACCP認証基準とは別に、民間の認証基準として、

- ① 農場HACCPプライム認証基準※³を新たに策定し、
- ② 農場HACCPプライム認証基準に基づく認証業務を
令和9年4月1日から開始する予定である旨
を公表しました。

農場HACCPプライム認証は、持続可能な開発目標（SDGs）にも貢献する取組であり、農林水産省としては、農場HACCPプライム認証の取組を推進していく考えです。

- ※1 食品製造現場で取り組まれている危害要因分析・必須管理点（HACCP）の考え方を畜産農場段階に採り入れた、畜産物の安全性向上を目的とした高度な飼養衛生管理手法。
- ※2 農場HACCPの認証機関（中央畜産会及びエス・エム・シー（株））、学識経験者及び関係機関により構成。認証農場の取りまとめ、認証手続きに係るガイドラインの作成等を実施。
- ※3 農場HACCP認証を有する畜産農場を対象に、畜産の持続可能性に配慮した生産工程管理（労働安全、環境管理、アニマルウェルフェア、人権尊重）を実施していることを認証する基準。

【担当連絡先】

消費・安全局動物衛生課 担当：武久・千葉
代表：03-3502-8111（内線4582）
ダイヤルイン：03-3502-8292
畜産局畜産振興課 担当：和田・森川
代表：03-3502-8111（内線4924）
ダイヤルイン：03-6744-2276

プレスリリース

農場 HACCP 認証協議会
公益社団法人中央畜産会
令和 8 年 7 月 1 日

農場 HACCP プライム認証基準（畜産農場における持続可能性配慮
管理認証基準）の公表等について

農場 HACCP 認証協議会では、農場 HACCP 認証を更に普及・推進すること
としています。

今回、新たに、農場 HACCP 認証基準に加え、SDG s の考え方を取り込んで
労働安全、環境管理、アニマルウェルフェア及び人権尊重について農場
HACCP プライム認証基準（畜産農場における持続可能性配慮管理認証基準）
を取りまとめ、従来からの農場 HACCP に加えましたのでお知らせします。
（別紙）

今後、認証機関（中央畜産会、エス・エム・シー株式会社）とともに、審査
員研修、説明会の開催、解説書の作成等により実施体制を整えて、令和 9 年 4
月 1 日から申請の受付を目指し積極的に進めてまいります。

【本件に関する問い合わせ先】

農場 HACCP 認証協議会事務局

（公益社団法人中央畜産会 衛生指導部）

担当：山本、大友、鈴木

TEL：03-6206-0835 Mail：eisei@sec.lin.gr.jp

(参考) 農場 HACCP プライム認証制度の背景、概要等

1. 創設の背景

農場 HACCP については、平成 21 年度に農林水産省が公表した「畜産農場における飼養衛生管理向上の取り組み認証基準（農場 HACCP 認証基準）」に基づく認証制度として、平成 23 年度から認証業務が開始された。

農場 HACCP は、畜産農場における安全な畜産物の生産を目的とし、飼養衛生管理基準を基礎としており、畜産農場における優れた衛生管理システムであると高い評価を得て、現在、認証農場数は 400 を超えるまでになっている。

こうした一方で、その普及に当たって、流通業者や消費者へアピールできるものが必要との農場経営者からの声が強まっている。併せて、飼養衛生管理に加えて SDG s（持続可能な開発目標）等の新たな社会的ニーズにも対応することが求められている。

2. 農場 HACCP プライム認証の基本的な考え方

農場 HACCP 認証はそのまま存続し、申請者の希望により、持続可能性に関する基準をオプションとして追加（労働安全、環境管理、アニマルウェルフェア、人権尊重）することができる。

また、申請者や審査員の参考となる認証基準の解説書等を作成する。

3. 認証基準の内容

①労働安全

危険な可能性のある作業について、各農場の状況（畜種、飼養規模、機械・設備等）を勘案したリスク評価がされている、及び防止対策が作成・実施されている

②環境管理

- ・家畜排せつ物、農場で発生する排水について、家畜排せつ物法、産廃法、水濁法等に従い適切に管理されている
- ・農場における資源の有効利用、周辺環境への配慮等の取り組みが行われている

③アニマルウェルフェア

- ・農水省のアニマルウェルフェアに関する技術的指針を理解している
- ・農水省の技術的指針に関するチェックリストの点検項目の取組がされている

④人権尊重

人権に関して意識すべき項目を理解し、必要な取り組みが実施されている

4. 今後の予定

令和 9 年 4 月から認証業務を開始することとし、各種準備作業（審査員の養成、申請手続き、審査方法、認証マーク等の検討）を進める。

(別紙)

畜産農場における持続可能性配慮管理の認証基準
(農場 HACCP プライム認証基準)

令和 8 年 7 月 1 日

農場 HACCP 認証協議会

第1章 本認証基準の適用

本認証基準は、持続可能性に配慮した管理（労働安全、環境管理、アニマルウェルフェア及び人権尊重）（以下「持続管理」という。）に関する認証を希望する農場 HACCP 認証農場（農場 HACCP 認証を取得しようとする家畜生産農場を含む）を適用の対象とする。

また、持続管理としては、外部委託による家畜の運送、共同利用による家畜排せつ物の処理等も含む。

第2章 経営者の責任

1. 経営者のコミットメント（誓約）

経営者は、持続管理を導入し、これを確実に実施することを明らかにし、家畜生産農場の全組織員、供給者及び出荷先に周知すること。

（1）持続管理方針の明確化とその周知

経営者は、持続管理の導入及び法的規制の遵守並びに実施に関する方針（以下「持続管理方針」という。）を作成するとともに、家畜・畜産物の生産に関わる全組織員、供給者及び出荷先に周知すること。なお、持続管理方針は文書によること。

（2）組織及び組織の役割と権限

経営者は、組織（経営者、HACCP（衛生管理）チーム及び持続管理チーム、内部監査員、農場内の全組織員等）の全体像を組織図等を用いて明確にし、それぞれの組織の役割と権限を文書化すること。

2. 持続管理チーム責任者及びチーム員の任命と責任・権限

経営者は、持続管理の取組を確立し、実施し、維持するために、持続管理チーム責任者及び持続管理チーム員を任命し、それぞれの責任と権限を文書化すること。

なお、持続管理チーム責任者及びチーム員と HACCP チーム責任者及びチーム員を重複して任命することができる。

（1）持続管理チーム責任者

- ① 持続管理チーム責任者は、持続管理チーム責任者及びチーム員からなる持続管理チームを統率し、持続管理の確立、実施、評価、更新を確実に実行するものとする。
- ② 持続管理チーム責任者は、持続管理の取組が確実に行われるよう、全従事者の持続管理に対する認識の向上に努めるものとする。
- ③ 持続管理チーム責任者は持続管理について十分な知識、経験、能力を有する者から任命するものとする。

（2）持続管理チーム員

- ① 持続管理チーム員は、与えられた役割と責任・権限において、持続管理の確立、実施、評価、更新を行わなければならない。
- ② 持続管理チーム員は、持続管理についての知識、能力を有するものでなければならない。

3. 外部コミュニケーション

経営者は、持続管理に係る情報を確実に利用可能とするために、関係者のリスト（労働安全、環境管理、アニマルウェルフェア、人権尊重）を作成し

た上で、これらの者と効果的なコミュニケーションを行い、得られた情報を記録すること。

第3章 持続管理システムの管理・運営

1. 労働安全

持続管理チームは、従業員の労働安全管理として、次に掲げる事項を実施しなければならない。

(1) 労働安全管理項目の特定、リスク評価の実施

農場における家畜の飼養管理等の工程における危険な場所及び作業（以下「労働安全管理項目」という）を特定し、そのリスクを評価し、文書化すること。

労働安全管理項目の対象としては、以下のものを含むこと。（ただし、該当しない項目については除外できる。）

- ① 家畜との接触を伴う作業
- ② 畜舎設備・機械（バーンクリーナー等）の使用
- ③ トラクター・荷物運搬車両（フォークリフト等）の使用
- ④ 草刈機（刈払機）の使用
- ⑤ 重量物の取扱の作業
- ⑥ 農薬及び消毒薬の使用等
- ⑦ 農場内の危険な場所や環境下（高所、酸素欠乏の可能性のある施設、暑熱環境等）での作業
- ⑧ その他（自分の農場及び外部で発生したヒヤリハット情報に基づく作業等）

(2) 労働災害防止策の実施と記録

上記（1）のリスク評価に基づいた危険有害要因の除去及びリスクを低減する等の労働災害防止策を作成し、従業員に周知徹底すること。また、必要な取組を実施し、その実施状況を文書化するとともに、定期的に確認すること。

なお、労働災害防止策の作成等に当たっては、（1）の労働安全管理項目ごとに作成すること。また、労働災害防止策については、以下の内容も含め、複数の該当する項目を組み合わせで検討すること。

- ① 安全労働に関する教育訓練
- ② 適切な人員の配置
- ③ 適切な保護具・服装の着用
- ④ 危険場所等の改善
- ⑤ 表示板の設置
- ⑥ 畜舎設備・機械、車両等の安全な使用
- ⑦ 安全な作業手順書等の作成及び遵守

2. 環境管理

持続管理チームは、農場における環境管理として、次に掲げる事項を実施しなければならない。

(1) 農場で発生する家畜排せつ物

以下に示された保管・管理等を行い、その実施状況を定期的に確認していること。(ただし、飼養規模が牛 10 頭未満、豚 100 頭未満、鶏 2,000 羽未満の場合は除く)

- ①固形状の家畜排せつ物の管理施設は、床を不浸透性材料（コンクリート等汚水が浸透しないものをいう。以下同じ。）で築造し、適当な覆い及び側壁を設けること
- ②液状の家畜排せつ物の管理施設は、不浸透性材料で築造した貯留槽とすること
- ③家畜排せつ物は管理施設において管理すること
- ④管理施設の定期的な点検を行うこと
- ⑤管理施設の床、覆い、側壁又は槽に破損があるときは、遅滞なく修繕を行うこと
- ⑥送風装置等を設置している場合は、当該装置の維持管理を適切に行うこと
- ⑦家畜排せつ物の年間の発生量、処理の方法及び処理の方法別の数量について記録すること

(2) 農場で発生する廃棄物及び排出水（家畜の尿、畜舎洗浄水等）

以下に示された保管・管理等を行い、その実施状況を定期的に確認していること。

- ①廃棄物について、環境を汚染しない方法で保管している
- ②産業廃棄物の収集運搬・処分等を委託する場合、廃棄物処理法に基づく書面契約を締結し、マニフェスト（産業廃棄物管理票）により管理している
- ③生産工程で発生する排出水（家畜の尿、畜舎洗浄水等）について、環境を汚染しない方法で適切に処理・排水している

(3) 農場における資源の有効利用、周辺環境への配慮

資源の有効利用及び周辺環境への配慮すべき事項（以下、「環境管理項目」という。）を特定し、対策及び計画を作成し、従業員へ周知徹底すること。また、必要な取組を実施し、その実施状況を文書化するとともに、定期的に確認すること。

なお、環境管理項目の対象とする事項として、以下のものも参考として、3 項目以上実施していること。

- ① 家畜排せつ物の利用促進
- ② 良質な堆肥の生産
- ③ 省エネのための取組
- ④ 廃棄物の削減の努力
- ⑤ 土壌診断の結果を踏まえた肥料・堆肥の適正な利用等（自給飼料生産を行っている場合）
- ⑥ その他の取組

3. アニマルウェルフェア

持続管理チームは、アニマルウェルフェアに配慮した家畜の飼養管理を推進させるため、次に掲げる事項を実施しなければならない。

(1) 「アニマルウェルフェアに関する飼養管理指針」の理解等

以下に示される「アニマルウェルフェアに関する飼養管理指針（令和5年7月26日付け5畜産第1062号農林水産省畜産局長通知）」を理解していること。

- ① 畜種ごとの飼養管理に関する技術的な指針（農場が飼養している畜種（乳用牛、肉用牛、豚、採卵鶏又はブロイラー））
- ② 家畜の輸送に関する技術的な指針
- ③ 家畜の農場内における安楽死に関する技術的な指針

(2) 飼養管理に関する技術的な指針に関連した取組内容の確認

「畜種ごとの飼養管理に関する技術的な指針」に関するチェックリスト（農林水産省畜産局畜産振興課作成）のチェック項目を定期的に確認し、その点検記録を保管していること。（ただし、該当しない項目は除く。）

なお、達成できていないチェック項目については、改善計画等を作成し、改善に向けた取組を行っていること。

(3) 家畜の輸送に関する技術的な指針に関連した取組内容の確認と記録

「家畜の輸送に関する技術的な指針」に関するチェックリスト（農林水産省畜産局畜産振興課作成）のチェック項目を実施していることを定期的に確認し、その点検記録を保管していること。

なお、家畜の輸送を外部業者に委託している場合は、技術的な指針の内容を遵守するよう依頼すること。

(4) 安楽死に備えた取組

安楽死させなければならない場合に備えた事前の準備として、獣医師等による指導を受ける機会を設け、安楽死に関する適正な知識や技能の習得に向けた取組を行っていること。

4. 人権尊重

持続管理チームは、人権尊重に向けて意識すべき項目として、以下の項目を理解し、取組を推進すること。（ただし、該当しない項目については除く。）

(1) 強制労働の禁止

- ①労働者の自由な意思に反する雇用や労働の強制を行わない
- ②労働は強制されるものではなく、労働者の退職や移動等の権利は保証される

(2) 児童労働の禁止

- ①就業最低年齢（原則15歳）に達していない児童を雇用しない
- ②18歳未満の年少者を健康や安全が損なわれる恐れのある危険業務に従事させない

(3) 差別の排除

人種、皮膚の色、宗教、性別、政治的意見、国民的出身、社会的出身、性的志向・性自認、障害の有無等「遂行すべき業務と何ら関係のない属性」に基づく差別的待遇を行わない

- (4) 外国人労働者の権利の尊重
外国人労働者の立場の脆弱性を理解するとともに、外国人労働者の人権を尊重する
- (5) 労働条件・労働環境の改善
 - ①使用者と労働者との間の労働条件、労働環境、労働安全等の意見交換を行う（年1回以上）
 - ②全ての労働者が労働組合を結成し、加入する（加入しない）権利を尊重する
 - ③組合活動や団体交渉活動をする労働者は、差別的行為や不利益扱いに対して十分な保護が与えられる
- (6) 過剰・不当な労働時間の禁止
 - ①法令で認められた限度を超えて労働者を働かせない
 - ②十分な休日・休憩の確保と自由な利用を含め、労働者の労働時間を適切に管理する
- (7) 適切な労務管理の実施
 - ①労働者名簿の整理
 - ②外国人労働者を採用する場合の在留許可があり就業可能であることの確認
 - ③文書による労働条件の提示
- (8) 公正な賃金の支払い
 - ①使用者は、法定最低賃金以上の賃金を支払う
 - ②賃金は適切な方法で支払う
- (9) 暴力とハラスメントの禁止
職場におけるハラスメントを防止するために、事業主が雇用管理上講ずべき措置を定め、実際に事案が発生した場合、事業主は雇用管理上の措置義務に基づき適切に対応する
- (10) 先住民・地域住民の権利の保護
農場活動による先住民や地域住民への負の影響を防止する

5. その他

持続管理チームは、次に掲げる事項を実施しなければならない。

- (1) 知的財産の保護
知的財産を保護するための取組を行っている。
- (2) 外部組織の管理
外部委託する作業について、農場が定めたルールに従うこと等について合意を得ており、文書化している。
- (3) 入場者の衛生管理
健康状態に異常（下痢、嘔吐、発熱、黄疸等の症状）のある作業員及び入場者を把握するための手順を文書化し実施している。
- (4) エネルギー等の管理
燃料・オイル類の保管・給油について、火災・爆発の発生、流出による環境汚染を防ぐための取組を行っている。
- (5) 事故・火災等の発生時の対応

事故・火災に素早く対応し影響を最小限にとどめるための取組を行っている。

第4章 教育・訓練

従事者に対し、次の要件を満たす教育・訓練が効果的に実施されていること。

1. 教育・訓練

持続管理チーム責任者は、従事者に対して持続管理に関する基本的な知識・技能の維持向上を図るための教育・訓練を行うこと。

教育・訓練は、次の要件を満たさなければならない。

- (1) 従事者が自らの活動の持つ意味及び重要性を理解し、持続管理の効果的な運用に向けて自らがどのような貢献ができるかの認識を持たせるものであること。
- (2) 教育・訓練の目的、達成目標が明らかであり、その有効性が評価されるものであること。
- (3) 教育・訓練の効果を確認し、必要な力量が不足している場合にはその力量に到達することを目的とした再教育が実行されるものであること。
- (4) (1) から (3) までの事項が計画的に行われ、記録されるものであること。

2. 教育・訓練プログラム

持続管理チーム責任者は、教育・訓練担当者及び教育・訓練の対象者を明確にし、あらかじめ実施の時期を明確にし、スケジュール化して行うこと。なお、スケジュールを変更する場合は、その理由を記録しておかなければならない。ただし、教育・訓練は、外部の専門家に依頼することができる。

第5章 持続管理文書リスト及び文書、記録に関する要求事項

1. 持続管理文書リスト

持続管理チーム責任者又は持続管理チーム責任者によって指名された者は、農場の持続管理に係る文書（以下「持続管理文書」という）の全体像を把握できる持続管理文書リストを作成しなければならない。

持続管理文書リストは、保持、更新しなければならない。

2. 文書、記録に関する要求事項

持続管理の文書及び記録に関しては、農場 HACCP 認証基準第Ⅰ部第7章の「2. 文書、記録に関する要求事項」を満たさなければならない。